



長 監 第 67 号

令和2年2月26日

長崎市議会議長

佐藤正洋様

長崎市監査委員 三井敏 弘博
同 三谷利 伸
同 西田実 嘉
同 山口政



第25号議案「市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」に対する
監査委員の意見について

令和2年2月21日付長議議第397号で意見を求められた第25号議案「市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」については、一部免責額を、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第156号）第1条の規定による改正後の地方自治法施行令第173条第2項第1号に定める額以上で同条第1項第1号に定める基準を参酌した額を控除して得た額としており、妥当であると判断します。

